

# 訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業契約書

\_\_\_\_様（以下、「利用者」といいます）と特定非営利活動法人在宅福祉サービスまどか（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業について、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出が無い場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

## 第4条（訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業の内容）

- 1 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、「訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業計画」に沿った内容の訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。
- 2 訪問介護計画が変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の「訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業計画」をもってその内容とします。

## 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧でき又その複写物の交付を受ける事が出来る。

## 第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として介護保険法令に定められた料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の15日までに利用者に送付します。

3 利用者は当月の料金の合計額を翌月末までに支払います。

#### 第7条（サービスの中止）

1 利用者は事業者に対して、サービス提供前日の午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者が前日(事務所開所日)の午後5時までに通知なき場合は1回1000円程度のキャンセル料を頂きます。

#### 第8条（契約の終了）

1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

② 事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず一週間以内に支払われない場合

② 利用者が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要支援・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失したとき

#### 第9条（秘密保持）

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

#### 第10条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその障害を

賠償します。

#### 第11条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに利用者の家族又は主治医等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

#### 第12条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証明書を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 第13条（連携）

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、敏速に対応します。

#### 第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記内容の説明を下記の事業者から確かに受けました。

契約を証するために本書2通を作成し、利用者（もしくは代理人）、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

御利用者

御住所

御氏名

印

上記代理人

代理人を選定した場合の上記利用者とのご関係（ ）

御住所

御氏名

印

契約事業者名

特定非営利活動法人 在宅福祉サービスまどか

住所 千葉県我孫子市天王台2-3-1

代表 大野木 綾子

印